

エネルギー協同組合法案（法案作成講座第 9 期：2013 年 12 月 20 日）

## 第一章 総則（第一条—第三条）

### 第二章 エネルギー協同組合及びエネルギー協同組合連合会

#### 第一節 通則（第四条—第九条）

#### 第二節 事業（第十条—第二十一条）

#### 第三節 組合員及び会員（第二十二条—第三十九条）

#### 第四節 管理（第四十条—第九十八条）

#### 第五節 設立（第九十九条—第一百八条）

#### 第六節 解散及び清算（第九十九条—第一百二十三条）

### 第三章 登記等（第二百二十四条—第四百二十二条）

### 第四章 分散的エネルギー事業の促進に関する措置（第四百三条—第一百六十二条）

### 第五章 監督（第一百六十三条—第一百七十九条）

### 第六章 罰則（第一百八十条—第一百九十四条）

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、各地域に分散する形で行われるエネルギーの購買、生産、販売、提供等（以下「分散的エネルギー事業」という。）を行う者の協同組織の発達を促進するとともに分散的エネルギー事業の促進に関する措置を講ずることにより、再生可能エネルギーその他の地域に存在するエネルギー資源を最大限に利用したエネルギー供給の促進及び分散的エネルギー事業を行う者の経済的社会的地位の向上を図り、もって地域における持続可能な社会の構築や雇用の機会の創出に寄与することを目的とする。

##### （登記）

第二条 この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

##### （定義）

第三条 この法律において「エネルギー協同組合」とは、分散的エネルギー事業を協同で行うことによって組合員の權益を向上させ、組合員に係るコミュニティの経済的社会的文化的発展に寄与しようとする事業組織のことを称する。

2 この法律において「エネルギー協同組合連合会」とは、エネルギー協同組合の共同利益を図るべく設立されたエネルギー協同組合の連合会のことを称する。

3 この法律において「特定分散的エネルギー事業」とは、分散的エネルギー事業のうち、当該事業が行われる地域に係る者によって当該地域の発展に資するように進められることが見込まれるものその他の当該地域における持続可能な社会の構築や雇用の機会の創出に特に寄与するものをいう。

### 第二章 エネルギー協同組合及びエネルギー協同組合連合会

#### 第一節 通則

##### （名称）

第四条 エネルギー協同組合又はエネルギー協同組合連合会の名称中には、エネルギー協同組合又はエネルギー協同組合連合会なる文字を用いなければならない。

2 エネルギー協同組合又はエネルギー協同組合連合会でない者は、その名称中にエネルギー協同組合又はエネルギー協同組合連合会なる文字を用いてはならない。

##### （法人格）

第五条 エネルギー協同組合及びエネルギー協同組合連合会（以下組合と総称する。）は、法人とする。

##### （損金算入）

第六条 組合が、その事業の利用分量の割合に応じてなした剰余金の配当に相当する金額は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の定めるところにより、当該組合の同法に規

定する各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

##### （住所）

第七条 組合の住所は、その主たる事務所の所在地に在るものとする。

##### （最大奉仕の原則）

第八条 組合は、その行う事業によってその組合員及び会員のために最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行ってはならない。

##### （私的独占禁止法との関係）

第九条 組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下この条において「私的独占禁止法」という。）の適用については、これを私的独占禁止法第二十二号第一号及び第三号に掲げる要件を備える組合とみなす。

#### 第二節 事業

##### （事業）

第十条 組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 組合員（エネルギー協同組合連合会にあっては、そのエネルギー協同組合連合会を直接又は間接に構成する者。次項及び第三項を除き、以下この節において同じ。）のためにする分散的エネルギー事業に関する経営及び技術の向上に関する指導

二 組合員の事業に必要な資金の貸付け

三 組合員の貯金又は定期積金の受入れ

四 組合員の事業に必要な物資の供給

五 組合員の事業に必要な共同利用施設の設置

六 分散的エネルギー事業の目的に供される土地の造成、改良若しくは管理、分散的エネルギー事業の目的に供するための土地の売渡し、貸付け若しくは交換又は水利施設の設置若しくは管理

七 組合員の需要に応じて、自らが維持し及び運用する電線路によって電気を供給する事業、又は導管によってガス又は加熱され若しくは冷却された水若しくは蒸気を供給する事業

八 組合員に係るコミュニティの生活及び文化の改善に関する施設

九 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

十 前各号の事業に附帯する事業

2 組合員又は会員に出資をさせる組合（以下「出資組合」という。）は、前項に規定する事業のほか、組合員（エネルギー協同組合連合会にあっては、そのエネルギー協同組合連合会を直接又は間接に構成する者）の委託を受けて行う分散的エネルギー事業の経営の事業を併せ行うことができる。

3 組合員又は会員に出資をさせない組合（以下「非出資組合」という。）は、第一項の規定にかかわらず、同項第三号の事業を行うことができる。

4 第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次の事業を行うことができる。

一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十一号）第二十八条第六項に規定する投資助言業務に係る事業

二 金融商品取引法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）

三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により行う同法第一条第一項に規定する信託業務に係る事業

四 信託法（平成十八年法律第八号）第三条第三号に掲げる方法によってする信託に係る事務に関する事業

五 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託

六 担保付社債信託法（明治三十八年法律第

五十二号）により行う担保付社債に関する信託事業

七 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）であって、主務省令で定めるもの

5 組合は定款の定めるところにより、組合員以外の者にその施設を利用させることができる。但し、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額は、当該事業年度における組合員の事業の利用分量の総額の五分の一を超えてはならない。

6 組合は、前項の規定にかかわらず、定款の定めるところにより、組合員以外の者にその生産するエネルギー（自らが維持し及び運用する電線路によって供給する電気並びに導管によって供給するガス及び加熱され若しくは冷却された水又は蒸気を除く。）を供給することができる。

7 組合は、第五項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、分散的エネルギー事業に対して資金の貸付けをすることができる。

##### （信用事業を行う組合の出資総額）

第十一条 前条第一項第三号の事業を行う組合の出資（第二十四条第二項の回転出資金を除く。次項において同じ。）の総額は、主務省令で定める区分に応じ、主務省令で定める額以上でなければならない。

2 前項の主務省令で定める額は、エネルギー協同組合の出資の総額にあっては一億円（組合員（第二十二号第一項第二号から第四号までの規定による組合員を除く。）の数、地理的条件その他の事項が政令で定める要件に該当するエネルギー協同組合の出資の総額にあっては千万円）、エネルギー協同組合連合会の出資の総額にあっては十億円を、それぞれ下回ってはならない。

##### （信用事業規程）

第十二条 組合が、第十条第一項第三号の事業を行おうとするときは、信用事業規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。

2 前項の信用事業規程には、信用事業（第十条第一項第二号及び第三号の事業並びに同条第七項の事業をいう。以下同じ。）の種類及び事業の実施方法に関して主務省令で定める事項を記載しなければならない。

3 信用事業規程の変更（軽微な事項その他の主務省令で定める事項に係るものを除く。）又は廃止は、行政庁の承認を受けなければ、その効力を生じない。

4 組合は、前項の主務省令で定める事項に係る信用事業規程の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

##### （信用事業を行う組合の基準）

第十三条 主務大臣は、第十条第一項第三号の事業を行う組合の信用事業の健全な運営に資するため、当該組合がその経営の健全性を判断するための基準として次に掲げる基準その他の基準を定めることができる。

一 当該組合の保有する資産等に照らし当該組合の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準

二 当該組合及びその子会社その他の当該組合と主務省令で定める特殊の関係のある会社の保有する資産等に照らし当該組合及び当該特殊の関係のある会社の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準

三 当該組合の剰余金の処分の方法が適当であるかどうかの基準

2 前項に規定する「子会社」とは、組合がその総株主等の議決権（総株主又は総出資者の議決権（株式会社においては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年

法律第八十六号) 第八百七十九号第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条において同じ。)をいう。以下同じ。)の百分の五十を超える議決権を有する会社をいう。この場合において、当該組合及びその一若しくは二以上の子会社又は当該組合の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社は、当該組合の子会社とみなす。

3 前項の場合において、組合又はその子会社が有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は持分に係る議決権(委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該組合若しくはその子会社に指図を行うことができるものに限る。)その他主務省令で定める議決権を含まないものとし、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、当該組合又はその子会社が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの(主務省令で定める議決権を除く。)及び社債、株式等の振替に関する法律第百四十七号第一項又は第百四十八号第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

第十四条 第十条第一項第三号の事業を行う組合は、自己の名義をもって、他人に資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受入れ、手形の割引又は為替取引の事業を行わせてはならない。

第十五条 他の法律に定めるもののほか、第十条第一項第三号の事業を行う組合は、主務省令で定めるところにより、その信用事業に係る重要な事項の利用者への説明、その信用事業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い、その信用事業を第三者に委託する場合における当該信用事業の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

第十六条 第十条第一項第三号の事業を行う組合の同一人(当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者を含む。以下この条において同じ。)に対する信用の供与等(信用の供与又は出資として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)の額は、政令で定める区分ごとに、当該組合の自己資本の額に政令で定める率を乗じて得た額(以下この条において「信用供与等限度額」という。)を超えてはならない。ただし、信用の供与等を受けている者が合併をし、共同新設分割(法人が他の法人と共同してする新設分割をいう。)若しくは吸収分割をし、又は営業を譲り受けたことにより当該組合の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

2 前項の組合が子会社で主務省令で定める会社以外のものその他の当該組合と主務省令で定める特殊の関係のある者(以下この条において「子会社等」という。)を有する場合には、当該組合及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の額は、政令で定める区分ごとに、合算して、当該組合及び当該子会社等の自己資本の純合計額に政令で定める率を乗じて得た額(以下この条において「合算信用供与等限度額」という。)を超えてはならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第十七条 第十条第一項第三号の事業を行う組合は、その特定関係者又はその特定関係者に係る利用者との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき主務省令で定めるやむを得ない理由がある場合において、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

一 当該特定関係者との間で行う取引で、その条件が当該組合の取引の通常条件に照らして当該組合に不利益を与えるものとして主務省令で定める取引

二 当該特定関係者との間又は当該特定関係者に係る利用者との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものに準ずる取引又は行為で、当該組合の事業の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとして主務省令で定める取引又は行為

第十八条 第十条第一項第三号の事業を行う組合は、当該組合、当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者又は当該組合の子金融機関等が行う取引に伴い、これらの者が行う事業又は業務(同項第二号又は第三号の事業その他の主務省令で定める事業又は業務に限る。)に係る利用者又は顧客の利益が不当に害されることのないよう、主務省令で定めるところにより、当該事業又は業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該事業又は業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

2 前項の「子金融機関等」とは、組合が総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該組合と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、銀行、金融商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。)、保険会社その他政令で定める金融業を行う者をいう。

第十九条 第十条第一項第三号の事業を行うエネルギー協同組合は、信用事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならない。

(エネルギー事業規程)

第二十条 組合が、第十条第一項第七号の事業を行おうとするときは、エネルギー事業規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。

2 前項のエネルギー事業規程には、エネルギー事業の種類及び事業の実施方法に関して主務省令で定める事項を記載しなければならない。

3 エネルギー事業規程の変更(軽微な事項その他の主務省令で定める事項に係るものを除く。)又は廃止は、行政庁の承認を受けなければならない。

4 組合は、前項の主務省令で定める事項に係るエネルギー事業規程の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(団体協約)

第二十一条 第十条第一項第十号の団体協約は、書面をもってすることによって、その効力を生ずる。

2 組合員の締結する契約でその内容が前項の団体協約に定める規準に違反するものについては、その規準に違反する契約の部分は、これをその規準によって契約したものとみなす。

### 第三節 組合員及び会員

(組合員の資格)

第二十二条 エネルギー協同組合の組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者で定款で定めるものとする。

一 分散的エネルギー事業を行う者(組合を除く。)

二 当該エネルギー協同組合の地区内に住所を有する個人又は当該エネルギー協同組合からその事業に係るエネルギーの提供を継続して受けている者であって、当該エネルギー協同組合の施設を利用することを相当とするもの

三 当該エネルギー協同組合の地区の全部又は一部を地区とするエネルギー協同組合

四 当該エネルギー協同組合又は当該エネルギー協同組合の地区内に住所を有する者が主たる構成員又は出資者となっている団体(前三号に掲げる者を除く。)

2 エネルギー協同組合連合会の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者で定款で定めるものとする。

一 組合

二 他の法律により設立された協同組織体で組合の行う事業と同種の事業を行うもの

(出資)

第二十三条 組合は、定款の定めるところにより、組合員又は会員(以下この章において「組合員」と総称する。)に出資をさせることができる。

2 出資組合の組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

3 出資一口の金額は、均一でなければならない。

4 出資組合の組合員の責任は、第二十八条の規定による経費の負担のほか、その出資額を限度とする。

5 組合員は、出資の払込みについて、相殺をもって出資組合に対抗することができない。

第二十四条 出資組合は、前条の規定による出資の外、定款の定めるところにより、組合員に対しその事業の利用分量の割合に応じて配当した剰余金の全部又は一部を、五年を限り、その者に出資させることができる。

2 組合員は、前項の規定による出資(以下回転出資金という。)の払込について、相殺をもって出資組合に対抗することができない。

第二十五条 出資組合の組合員は、出資組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4 組合員は、持分を共有することができない。

第二十六条 非出資組合の組合員の責任は、第二十八条の規定による経費の負担に限る。

(議決権及び選挙権)

第二十七条 組合員は、各々一箇の議決権並びに役員及び総代の選挙権を有する。ただし、第二十二条第一項第二号から第四号まで又は第二項第二号の規定による組合員(以下「准組合員」という。)は、議決権及び選挙権を有しない。

(経費の賦課)

第二十八条 組合は、定款の定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2 組合員は、前項の経費の支払について、相殺を以て組合に対抗することができない。

(過怠金)

第二十九条 組合は、定款の定めるところにより、組合員に対して過怠金を課すことができる。

(施設利用契約)

第三十条 組合は、定款の定めるところにより、一年を超えない期間を限り、組合員が当該組合の施設の一部を専ら利用すべき旨の契約を組合員と締結することができる。

2 前項の契約の締結は、組合員の任意とし、組合は、その締結を拒んだことを理由として、その組合員が組合の施設を利用することを拒んではならない。

(加入の自由)

第三十一条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

(自由脱退)

第三十二条 出資組合の組合員は、いつでも、その持分の全部の譲渡によって脱退することができる。この場合において、その譲渡を受ける者がないときは、組合員は、出資組合に対し、定款の定めるところによりその持分を譲り受けるべきことを、請求することができる。

2 非出資組合の組合員は、六十日前までに予告し、事業年度末において脱退することができる。

3 前項の予告期間は、定款でこれを延長することができる。但し、その期間は、一年を超えてはならない。

4 第一項の規定により出資組合が組合員の持分を譲り受ける場合には、第二十五条第一項及び第二項の規定は適用しない。

(法定脱退)

第三十三条 組合員は、左の事由に因って脱退する。

一 組合員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 除名

2 除名は、左の各号の一に該当する組合員につき、総会の議決によってこれを行うことができる。この場合において、組合は、その総会の会日から十日前までにその組合員に対しその旨を通知し、且つ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

一 長期間にわたって組合の施設を利用しない組合員

二 出資の払込、経費の支払その他組合に対する義務を怠った組合員

三 その他定款で定める行為をした組合員

3 前項の除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもってその組合員に対抗することができない。

(払戻請求権)

第三十四条 出資組合の組合員は、前条第一項の規定により脱退したときは、定款の定めるところにより、その持分の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

2 前項の持分は、脱退した事業年度末における当該出資組合の財産によってこれを定める。

(脱退組合員の払込義務)

第三十五条 持分を計算するに当たり、出資組合の財産をもってその債務を完済するに足りないときは、当該出資組合は、定款の定めるところにより、第三十三条第一項の規定により脱退した組合員に対して、その負担に帰すべき損失額の払込みを請求することができる。

(時効)

第三十六条 前二条の規定による請求権は、脱退の時から二年間これを行わないときは、時効に因って消滅する。

(払戻しの停止)

第三十七条 第三十三条第一項の規定により脱退した組合員が出資組合に対する債務を完済するまでは、出資組合は、その持分の払戻しを停止することができる。

(出資口数の減少)

第三十八条 出資組合の組合員は、事業を休止したとき、事業の一部を廃止したとき、その他特にやむを得ない事由があると認められるときは、定款の定めるところにより、その出資口数を減少することができる。

2 前項の場合には、第三十四条から第三十六条までの規定を準用する。

(組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第三十九条 理事は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。ただし、非出資組合の組合員名簿には、第三号及び第四号に掲げる事項を記載し、又は記録しなくてもよい。

一 氏名又は名称及び住所

二 加入の年月日及び組合員たる資格の別

三 出資口数及び出資各口の取得の年月日

四 払込済みの出資(回転出資金を除く。以下同じ。)の額及びその払込みの年月日

2 理事は、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合において

は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 組合員名簿が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 組合員名簿が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

第四節 管理

(定款)

第四十条 組合の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。ただし、非出資組合の定款には、第六号、第八号及び第九号の事項を記載し、又は記録しなくてもよい。

一 事業

二 名称

三 地区

四 事務所の所在地

五 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定

六 出資一口の金額及びその払込みの方法並びに一組合員の有することのできる出資口数の最高限度

七 経費の分担に関する規定

八 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

九 利益準備金の額及びその積立ての方法

十 役員の数、職務の分担及び選挙又は選任に関する規定

十一 事業年度

十二 公告の方法(組合が公告(この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。)をする方法をいう。以下同じ。)

2 前項第十号の役員選挙に関する規定には、選挙期日、選挙に関する通知、候補者の推薦、選挙管理者、選挙立会人、投票、開票及び当選に関する事項並びに役員を総会外において選挙することとしたときはその旨を定めなければならない。

3 組合の定款には、第一項の事項のほか、組合の存立時期を定めたときはその時期を、現物出資する者を定めたときはその者の氏名、出資の目的である財産及びその価額並びにこれに対して与える出資口数を記載し、又は記録しなければならない。

(規約)

第四十一条 次の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、これを規約で定めることができる。

一 総会又は総代会に関する規定

二 業務の執行及び会計に関する規定

三 役員に関する規定

四 組合員に関する規定

五 その他必要な事項

(定款の備置き及び閲覧等)

第四十二条 理事は、定款、規約、信用事業規程及びエネルギー事業規程(以下「定款等」という。)を各事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 定款等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 定款等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 組合員及び組合の債権者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、組合の

定めた費用を支払わなければならない。

4 定款等が電磁的記録をもって作成されている場合であって、各事務所(主たる事務所を除く。)における第二項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることが可能となるための措置として主務省令で定めるものをもって組合についての第一項の規定の適用については、同項中「各事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。

(役員の数)

第四十三条 組合は、役員として理事及び監事を置かなければならない。

2 理事の定数は、三人以上とし、監事の定数は、一人以上とする。

3 第十条第一項第三号の事業を行う組合には、役員として、信用事業を担当する専任の理事一人以上を含めて常勤の理事三人以上を置かなければならない。

4 役員は、定款の定めるところにより、組合員が総会(設立当時の役員にあっては、創立総会)においてこれを選挙する。ただし、エネルギー協同組合の役員(設立当時の役員を除く。)は、定款の定めるところにより、総会外においてこれを選挙することができる。

5 役員選挙は、無記名投票によってこれを行う。

6 投票は、一人につき一票とする。

7 役員選挙においては選挙ごとに選挙管理者、投票所ごとに投票管理者、開票所ごとに開票管理者を置かなければならない。

8 役員選挙をしたときは、選挙管理者は選挙録、投票管理者は投票録、開票管理者は開票録を作り、それぞれこれに署名しなければならない。

9 総会外において役員選挙を行うときは、投票所は、組合員の選挙権の適正な行使を妨げない場所に設けなければならない。

10 役員は、第四項の規定にかかわらず、定款の定めるところにより、組合員が総会(設立当時の役員にあっては、創立総会)においてこれを選任することができる。

11 組合の理事の定数の少なくとも三分の二は、組合員(准組合員を除き、組合員の組合員又はその組合員で准組合員でないものを含む。以下この項及び次条第三項において同じ。)たる個人又は組合員たる法人の役員でなければならない。ただし、設立当時の理事は、設立の同意を申し出た分散的エネルギー事業を行う者(法人にあっては、その役員)又は設立の同意を申し出た組合の組合員(法人にあっては、その役員)でなければならない。

12 第十条第一項第三号の事業を行う組合で次の各号に掲げるものにおいては、監事のうち一人以上は、当該各号に定める者以外の者であって、その就任の前五年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、執行役若しくは使用人 でなかったものでなければならない。

一 エネルギー協同組合(その行う信用事業の規模が主務省令で定める基準に達しないエネルギー協同組合を除く。)当該エネルギー協同組合の組合員又は当該エネルギー協同組合の組合員たる法人若しくは団体の役員若しくは使用人

二 エネルギー協同組合連合会 当該エネルギー協同組合連合会の会員たる法人の役員又は使用人

13 第十条第一項第三号の事業を行う組合(その行う信用事業の規模が主務省令で定める基準に達しないエネルギー協同組合を除く。)は、監事の互選をもって常勤の監事を定めなければならない。

(経営管理委員)

第四十四条 組合(次項に規定するエネルギー協同組合連合会を除く。)は、定款の定めるところにより、役員として、理事及び監事のほか、経営管理委員を置くことができる。

2 第十条第一項第三号の事業を行うエネル

ギ一協同組合連合会その他の政令で定めるエネルギー協同組合連合会は、役員として、理事及び監事のほか、経営管理委員を置かなければならない。

3 経営管理委員の定数は五人以上とし、当該定数の少なくとも四分の三は、組合員たる個人又は組合員たる法人の役員でなければならない。ただし、設立当時の経営管理委員は、設立の同意を申し出た分散的エネルギー事業を行う者（法人にあっては、その役員）又は設立の同意を申し出た組合の組合員（法人にあっては、その役員）でなければならない。

4 経営管理委員を置く組合の理事の定数は、前条第二項の規定にかかわらず、三人以上とする。

5 前項の組合の理事は、前条第四項及び第十項の規定にかかわらず、経営管理委員会が選任する。

6 前条第十一項の規定は、第四項の組合には、適用しない。

（組合と役員との関係）

第四十五条 組合と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

（役員資格等）

第四十六条 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の規定に違反し、又は民事再生法第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二号まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

2 前項各号に掲げる者のほか、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める事業を行う組合の役員となることができない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 第十条第一項第三号の事業

二 金融商品取引法第九十七条、第九十七条の二第一号から第十号の三まで若しくは第十三号、第九十八条第八号、第九十九条、第二百条第一号から第十二号の二まで、第二十号若しくは第二十一号、第二百三条第三項又は第二百五条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 第十条第一項第三号の事業

（特別の役員資格等）

第四十七条 第十条第一項第三号の事業を行う組合を代表する理事、第四十四条第四項の組合の理事並びに組合の常務に従事する役員（経営管理委員を除く。）及び参事は、他の組合若しくは法人の職務に従事し、又は事業を営んではならない。ただし、他の組合の経営管理委員となる場合その他当該組合の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがない場合として主務省令で定める場合は、この限りでない。

2 経営管理委員は、理事、監事又は組合の使用人と兼ねてはならない。

3 監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。

（役員任期）

第四十八条 役員任期は、三年以内において定款で定める。ただし、定款によって、そ

の任期を任期中の最終の事業年度に関する通常総会の終結の時まで延長することを妨げない。

2 設立当時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、一年以内の期間で創立総会において定める。ただし、創立総会の議決によって、その任期を任期中の最終の事業年度に関する通常総会の終結の時まで延長することを妨げない。

3 合併による設立の場合における前項の規定の適用については、同項中「創立総会において」とあるのは「設立委員が」と、同項ただし書中「創立総会の議決によって、その」とあるのは「設立委員が当該役員のもの」とする。

（理事会の権限等）

第四十九条 組合は、理事会を置かなければならない。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

3 理事会は、組合の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。

4 第四十四条第四項の組合の理事会が組合の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督するに当たっては、経営管理委員会が決定するところに従わなければならない。

（理事会決議）

第五十条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 理事会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

4 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、主務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

5 理事会の決議に参加した理事であつて第三項の議事録に異議をとめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

6 理事会の招集については、会社法第三百六十六条及び第三百六十八条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

（経営管理委員会）

第五十一条 第四十四条第四項の組合は、経営管理委員会を置かなければならない。

2 経営管理委員会は、すべての経営管理委員で組織する。

3 経営管理委員会は、この法律で別に定めるもののほか、組合の業務の基本方針の決定、重要な財産の取得及び処分その他の定款で定める組合の業務執行に関する重要事項を決定する。

4 経営管理委員会は、理事をその会議に出席させて、必要な説明を求めることができる。

5 理事会は、必要があるときは、経営管理委員会を招集することができる。

6 前項の規定による招集については、会社法第三百六十八条第一項の規定を準用する。

7 経営管理委員会は、理事が第五十三条第一項の規定に違反した場合には、当該理事の解任を総会に請求することができる。

8 経営管理委員会は、総会の日から七日前までに、前項の規定による請求に係る理事に解任の理由を記載した書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

9 第七項の規定による請求につき同項の総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る理事は、その時にその職を失う。

10 経営管理委員会については、前条の規

定を準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

（理事会の議事録）

第五十二条 理事は、理事会（第四十四条第四項の組合にあつては、理事会及び経営管理委員会。以下この項及び次項において同じ。）の日から十年間、理事会の議事録を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は、理事会の日から五年間、前項の議事録の写しを従たる事務所に備えて置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもって作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることが可能とするための措置として主務省令で定めるものをとっているときは、この限りでない。

3 組合員は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 第一項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 第一項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

4 組合の債権者は、役員の実任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、理事に対し第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。

5 裁判所は、前項の請求に係る閲覧又は謄写をすべしおよびその子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、同項の許可をすることができない。

6 第四項の許可については、会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定を準用する。この場合における必要な技術的読替は、政令で定める。

（理事の職務）

第五十三条 理事（第四十四条第四項の組合にあつては、理事及び経営管理委員。次項において同じ。）は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款等及び総会（同条第四項の組合にあつては、総会及び経営管理委員会）の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事は、理事会（第四十四条第四項の組合にあつては、経営管理委員会）の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。この場合には、民法第八十条の規定は、適用しない。

（代表理事）

第五十四条 組合は、理事会（第四十四条第四項の組合にあつては、経営管理委員会）の決議により、理事の中から組合を代表する理事（以下「代表理事」という。）を定めなければならない。

2 代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

3 代表理事は、定款又は総会若しくは経営管理委員会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

（役員に関する会社法の準用）

第五十五条 理事及び経営管理委員については会社法第三百五十七条第一項及び第三百六十一条の規定を、理事については同法第三百六十条第一項の規定を準用する。この場合における必要な技術的読替は、政令で定める。2 代表理事については、会社法第三百四十九条第五項、第三百五十条及び第三百五十四条の規定を準用する。この場合における必要な技術的読替は、政令で定める。

## (監事の職務)

第五十六条 監事は、理事（第四十四条第四項の組合にあっては、理事及び経営管理委員。次項において同じ。）の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、主務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、理事及び参事その他の使用人に対して事業の報告を求め、又は組合の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会（第四十四条第四項の組合にあっては、理事会及び経営管理委員会）に報告しなければならない。

4 第四十四条第四項の組合の監事は、経営管理委員が不正の行為をし、又は当該行為をするおそれがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を経営管理委員会に報告しなければならない。

5 監事については、第四十四条第一項並びに会社法第三百四十三条第一項及び第二項、第三百四十五条第一項から第三項まで、第三百八十一条第三項及び第四項、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項並びに第三百八十四条から第三百八十八条までの規定を準用する。この場合における必要な技術的読替は、政令で定める。

## (役員に組合に対する損害賠償責任)

第五十七条 役員は、その任務を怠ったときは、組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の責任の原因となった行為が理事会（第四十四条第四項の組合にあっては、理事会又は経営管理委員会）の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事（同条第四項の組合にあっては、理事又は経営管理委員）は、その行為をしたものとみなす。

3 第一項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。

4 前項の規定にかかわらず、第一項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を限度として、総会の決議によって免除することができる。

## 一 賠償の責任を負う額

二 当該役員がその在職中に組合から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として主務省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額

## イ 代表理事 六

ロ 代表理事以外の理事又は経営管理委員 四

## ハ 監事 二

5 前項の場合には、理事（第四十四条第四項の組合にあっては、経営管理委員）は、前項の総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額

二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

## 三 責任を免除すべき理由及び免除額

6 理事（第四十四条第四項の組合にあっては、経営管理委員）は、第一項の責任の免除（理事及び経営管理委員の責任の免除に限る。）に関する議案を総会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

7 第四項の決議があった場合において、組合が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の主務省令で定める財産上の利益を与えるときは、総会の承認を受けなければなら

ない。

8 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

9 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

## 一 理事 次に掲げる行為

イ 次条第一項又は第二項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

## ロ 虚偽の登記

## ハ 虚偽の公告

二 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録  
10 役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

## (決算関係書類等の作成等)

第五十八条 理事は、主務省令で定めるところにより、組合の成立の日における貸借対照表（非出資組合にあっては、財産目録）を作成しなければならない。

2 理事は、主務省令で定めるところにより、事業年度ごとに、非出資組合にあっては財産目録及び事業報告を、出資組合にあっては貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして主務省令で定めるもの並びに事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

3 前二項の規定により作成すべきものは、電磁的記録をもって作成することができる。

4 理事は、第一項及び第二項の規定により作成したもの（事業報告及びその附属明細書を除く。第十三項において同じ。）を作成の日から十年間保存しなければならない。

5 第二項の規定により作成したものについては、主務省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

6 前項の規定により監事の監査を受けたものについては、理事会（第四十四条第四項の組合にあっては、理事会及び経営管理委員会）の承認を受けなければならない。

7 理事（第四十四条第四項の組合にあっては、経営管理委員）は、通常総会の通知に際して、主務省令で定めるところにより、組合員に対し、前項の承認を受けたもの（監事の監査報告を含む。以下この条において「決算関係書類」という。）を提供しなければならない。

8 理事は、決算関係書類を通常総会に提出し、又は提供しなければならない。

9 理事は、決算関係書類を、通常総会の日の二週間前の日から五年間主たる事務所に備えて置かなければならない。

10 理事は、決算関係書類の写しを、通常総会の日の二週間前の日から三年間従たる事務所に備えて置かなければならない。ただし、決算関係書類が電磁的記録をもって作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として主務省令で定めるものをとっているときは、この限りでない。

11 組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 決算関係書類が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 決算関係書類が電磁的記録をもって作成

されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

12 組合員及び組合の債権者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、組合の定めた費用を支払わなければならない。

13 第一項及び第二項の規定により作成したものについては、会社法第四百四十三条の規定を準用する。

## (損益関係書類等の作成等)

第五十九条 組合（第十条第一項第三号の事業を行うエネルギー協同組合連合会その他の主務省令で定める組合を除く。）の理事は、事業年度ごとに、前条第二項の規定により作成すべきもののほか、主務省令で定める事業の区分ごとの損益の状況を明らかにした事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、これを通常総会に提出し、又は提供しなければならない。

2 前項の規定により通常総会に提出し、又は提供する書面又は電磁的記録については、あらかじめ、理事会（第四十四条第四項の組合にあっては、理事会及び経営管理委員会）の承認を受けなければならない。

## (役員改選又は解任)

第六十条 組合員（准組合員を除く。）は、総組合員（准組合員を除く。）の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合においては、その割合。次項において同じ。）以上の連署をもって、その代表者から役員（第四十四条第四項の組合にあっては、理事を除く。）の改選を請求することができる。

2 第四十四条第四項の組合にあっては、組合員（准組合員を除く。）は、総組合員（准組合員を除く。）の五分の一以上の連署をもって、その代表者から理事の解任を請求することができる。

3 前二項の規定による請求は、理事の全員、経営管理委員の全員又は監事全員について同時にしなければならない。ただし、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程若しくはエネルギー事業規程の違反を理由とする改選又は解任の請求は、この限りでない。

4 第一項又は第二項の規定による請求は、改選又は解任の理由を記載した書面を理事（第四十四条第四項の組合にあっては、経営管理委員。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

5 第一項又は第二項の規定による請求があつたときは、理事は、これを総会の議に付さなければならない。この場合には、第七十条第二項及び第七十一条第二項の規定を準用する。

6 第四項の規定による書面の提出があつたときは、理事は、総会の日から七日前までに、その請求に係る役員にその書面又はその写しを送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

7 第一項又は第二項の規定による請求につき第五項の総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。

## (役員に欠員を生じた場合の措置)

第六十一条 定款で定めた役員員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（次条第一項の一時理事又は監事の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。代表理事が欠けた場合又は定款で定めた代表理事の員数が欠けた場合についても、同様とする。

(行政庁による役員職務を行うべき者の選任等)

第六十二条 役員職務を行う者がいないため

遅滞により損害を生ずるおそれがある場合において、組合員その他の利害関係人の請求があったときは、行政庁は、一時理事若しくは監事の職務を行うべき者を選任し、又は役員（第四十四条第四項の組合にあっては、理事を除く。以下この項において同じ。）を選挙し、若しくは選任するための総会を招集して役員を選挙し、若しくは選任させることができる。

2 前項の総会の招集については、第七十三条及び第七十四条の規定を準用する。

3 代表理事の職務を行う者がいないため遅滞により損害を生ずるおそれがある場合において、組合員その他の利害関係人の請求があったときは、行政庁は、一時代表理事の職務を行うべき者を選任することができる。

（役員を責任を追及する訴え）  
第六十三条 役員（役員以外の者が総会を招集する場合にあっては、理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。）の責任を追及する訴えについては、会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）の規定を準用する。この場合における必要な技術的読替えは、政令で定める。

（参事及び会計主任）  
第六十四条 組合は、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行わせることができる。

2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会の決議によりこれをとする。

3 参事については、会社法第十一条第一項及び第三項、第十三条並びに第九百十八条並びに商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第四十四条及び第四十五条の規定を準用する。

（競争関係にある事業を営む者の選任制限）  
第六十五条 組合の行う事業と実質的に競争関係にある事業（当該組合の組合員の営み、又は従事する分散的エネルギー事業を除く。）を営み、又はこれに従事する者は、当該組合の理事、経営管理委員、監事、参事又は会計主任になつてはならない。

（参事又は会計主任の解任請求）  
第六十六条 組合員（准組合員を除く。）は、総組合員（准組合員を除く。）の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してこれをしなければならない。

3 第一項の規定による請求があったときは、理事会は、当該参事又は会計主任の解任の可否を決しなければならない。

4 理事は、前項の可否を決する日から七日前までに、当該参事又は会計主任に対し、第二項の書面又はその写しを送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（通常総会）  
第六十九条 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

（臨時総会）  
第七十条 臨時総会は、必要があるときは、定款の定めるところにより、いつでも招集することができる。

2 組合員（准組合員を除く。）が総組合員（准組合員を除く。）の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会（第四十四条第四項の組合にあっては、経営管理委員会。以下この項及び第四項において同じ。）に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

3 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に

記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供した組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

4 前項前段の電磁的方法（主務省令で定める方法を除く。）により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理事会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事会に到達したものとみなす。

（総会の招集者）  
第七十一条 総会は、理事（第四十四条第四項の組合にあっては、経営管理委員。次項において同じ。）が招集する。

2 理事の職務を行う者がいないとき、又は前条第二項の請求があった場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

3 第四十四条第四項の組合にあっては、経営管理委員及び監事の職務を行う者がいないときは、理事は、総会を招集しなければならない。

（総会招集の手続）  
第七十二条 理事（理事以外の者が総会を招集する場合にあっては、その者。次条において「総会招集者」という。）は、総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 総会の日時及び場所  
二 総会の目的である事項があるときは、当該事項  
三 前二号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

2 前項各号に掲げる事項の決定は、前条第二項（第六十条第五項において準用する場合を含む。）又は第八十四条第四項の規定により監事が総会を招集するときを除き、理事会（経営管理委員が総会を招集するときには、経営管理委員会）の決議によらなければならない。

（総会招集の通知）  
第七十三条 総会を招集するには、総会招集者は、その総会の日の十日前までに、組合員に対して書面をもってその通知を発しなければならない。

2 総会招集者は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、組合員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該総会招集者は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

3 前二項の通知には、前条第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

4 総会においては、第一項又は第二項の規定によりあらかじめ通知した前条第一項第二号に掲げる事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

5 第一項及び第二項の通知については、会社法第三百一条及び第三百二条の規定を準用する。この場合における必要な技術的読替えは、政令で定める。

（組合員への通知又は催告）  
第七十四条 組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載し、又は記録したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を組合に通知したときは、その場所又は連絡先にあてればよい。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

3 前二項の規定は、前条第一項の通知に際して組合員に書面を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合について準用する。この場合において、前項中「到達したもの」とあるのは、「当該書面の交付又は当該事項の電磁的方法による提

供があったもの」と読み替えるものとする。

（総会の決議事項）

第七十五条 次の事項は、総会の決議を経なければならない。

一 定款の変更  
二 規約、信用事業規程及びエネルギー事業規程の設定、変更及び廃止

三 毎事業年度の事業計画の設定及び変更  
四 経費の賦課及び徴収の方法

五 財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、損失処理案その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして主務省令で定めるもの並びに事業報告  
六 事業の全部の譲渡

七 エネルギー協同組合連合会の設立の発起人となり又は設立準備会の議事に同意すること。

八 組合への加入及び組合からの脱退

2 定款の変更（軽微な事項その他の主務省令で定める事項に係るものを除く。）は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 前項の認可については、第三百二条第二項、第四百四条及び第四百五条の規定を準用する。

4 組合は、第二項の主務省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

（総会の通常議決方法）

第七十六条 総会の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定のある場合を除いて、出席者の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決すところによる。

2 議長は、総会においてこれを選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

（総会の特別議決方法）

第七十七条 次の事項は、総組合員（准組合員を除く。）の半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上が出席し、その議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更  
二 組合の解散及び合併  
三 組合員の除名

四 事業の全部の譲渡及び第八十七条第一項の規定による信用事業の全部の譲渡

五 第五十七条第四項の規定による責任の免除

第七十八条 エネルギー協同組合連合会がその地区を地区とする他のエネルギー協同組合連合会が現に行っている事業を新たに行うために定款を変更しようとするときは、これにつき、会員たる組合は、それぞれの総会において、投票によって議決しなければならない。

（役員の説明義務）  
第七十九条 役員は、総会において、組合員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として主務省令で定める場合は、この限りでない。

（延期又は続行の決議）  
第八十条 総会においてその延期又は続行について決議があった場合には、第七十二条及び第七十三条の規定は、適用しない。

（総会の議事録）

第八十一条 総会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 理事は、総会の日から十年間、前項の議事録を主たる事務所に備えて置かなければならない。

3 理事は、総会の日から五年間、第一項の議事録の写しを従たる事務所に備えて置かな

なければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもって作成されている場合であって、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として主務省令で定めるものを行っているときは、この限りでない。

4 組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 第一項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 第一項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え)

第八十二条 総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法第八十三条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定を準用する。この場合における必要な技術的読替えは、政令で定める。

(総代会)

第八十三条 五百人以上の組合員(准組合員を除く。)を有する組合は、定款の定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。

2 総代は、組合員(准組合員を除く。)でなければならない。

3 総代の定数は、その選挙の時における組合員(准組合員を除く。)の総数の五分の一(その総数が二千五百人を超える組合にあっては、五百人)以上でなければならない。

4 総代は、定款の定めるところにより、組合員が総会においてこれを選挙する。ただし、定款の定めるところにより、総代を総会外において選挙することができる。

5 総代の任期は、三年以内において定款で定める。

6 総代には、第四十三条第五項から第九項までの規定を準用する。

7 総代会には、総会に関する規定を準用する。この場合において、第二十七条第三項後段中「その組合員と同一の世帯に属する者又は他の組合員(准組合員を除く。)」とあるのは「他の組合員(准組合員を除く。)」と、同条第六項中「五人」とあるのは「二人」と読み替えるものとする。

8 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙をすることができない。

第八十四条 総代会において組合の解散又は合併の議決があったときは、理事は、当該議決の日から十日以内に、組合員(准組合員を除く。)に当該議決の内容を通知しなければならない。

2 組合員(准組合員を除く。)が総組合員(准組合員を除く。)の五分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会(第四十四条第四項の組合にあっては、経営管理委員会。以下この項において同じ。)に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から三週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならない。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総代会の議決の日から一月以内にしなければならない。

3 第七十条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による書面の提出について準用する。

4 第二項の請求の日から二週間以内に理事(第四十四条第四項の組合にあっては、経営

管理委員)が正当な理由がないのに総会招集のしなないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

5 第二項又は前項の総会において第一項の通知に係る事項を承認しなかった場合には、当該事項についての総代会の議決は、その効力を失う。

(出資組合の情報公開)

第八十五条 出資組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内に財産目録及び貸借対照表を作成し、かつ、組合の債権者の閲覧に供するため、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 出資組合は、前項の期間内に、債権者に対して、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、貯金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一月を下ることができない。

一 出資一口の金額の減少の内容

二 前項の財産目録及び貸借対照表に関する事項として主務省令で定めるもの

三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、出資組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第四百十二条第二項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号のいずれかに掲げる公告の方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

(出資一口の金額の減少の手續)

第八十六条 債権者が前条第二項第三号の一定の期間内に異議を述べなかったときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、出資組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

3 組合の出資一口の金額の減少の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項(第五号に係る部分に限る。 )及び第二項(第五号に係る部分に限る。 )、第八百三十四条(第五号に係る部分に限る。 )、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定を準用する。この場合における必要な技術的読替えは、政令で定める。

(信用事業の譲渡又は譲受け)

第八十七条 第十条第一項第三号の事業を行う組合は、総会の議決を経て、その信用事業の全部又は一部を同号の事業を行う他の組合に譲り渡すことができる。

2 第十条第一項第三号の事業を行う組合は、総会の議決を経て、同号の事業を行う他の組合の信用事業の全部又は一部を譲り受けることができる。

3 前二項に規定する信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けについては、政令で定めるものを除き、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 第一項及び第二項に規定する信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けについては、前二条の規定を準用する。この場合において、第八十五条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは、「信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けをする旨」と読み替えるものとする。

5 第一項に規定する組合がその信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けについては、前二条の規定を準用する。この場合において、第八十五条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは、「信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けをする旨」と読み替えるものとする。

通知があったものとみなす。この場合においては、その公告の日付をもって確定日付とする。

7 第一項の規定により組合がその信用事業の全部を譲渡したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出るとともに、信用事業を廃止するため必要な定款の変更をしなければならない。

第八十八条 第十条第一項第三号の事業を行う組合が同号の事業を行う他の組合の信用事業の全部又は一部の譲受けを行う場合において、その対価が当該譲受けを行う組合の純資産の額として主務省令で定める方法により算定される額の五分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)を超えないときの前条第二項の規定の適用については、同項中「総会」とあるのは、「総会又は理事会(第四十四条第四項の組合にあっては、経営管理委員会)」とする。

2 前項に規定する組合が同項の規定により総会の議決を経ないで信用事業の全部又は一部の譲受けを行う場合には、当該譲受けを約した日から二週間以内に、当該譲受けに係る契約の相手方である組合の名称及び住所並びに同項の規定により総会の議決を経ないで信用事業の全部又は一部の譲受けをする旨を公告し、又は組合員に通知しなければならない。

3 第一項に規定する組合の総組合員(准組合員を除く。)の六分の一以上の組合員(准組合員を除く。)が前項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該組合に対し書面をもって信用事業の全部又は一部の譲受けに反対の意思の通知を行ったときは、第一項の規定により総会の議決を経ないで信用事業の全部又は一部の譲受けを行うことはできない。

(会計の原則)

第八十九条 組合の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(会計帳簿)

第九十条 組合は、主務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

2 前項の会計帳簿については、会社法第四百三十二条第二項及び第四百三十四条の規定を準用する。

(準備金)

第九十一条 出資組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一(第十条第一項第三号の事業を行う組合にあっては、五分の一)以上を利益準備金として積み立てなければならない。

2 前項の定款で定める利益準備金の額は、出資総額の二分の一(第十条第一項第三号の事業を行う組合にあっては、出資総額)を下ってはならない。

3 出資組合は、次に掲げる金額を資本準備金として積み立てなければならない。

一 出資一口の金額の減少により減少した出資の額が、持分の払戻しとして当該組合の組合員に支払った金額及び損失のでん補に充てた金額を超えるときは、その超過額

二 合併によって消滅した組合から承継した財産の価額が、当該組合から承継した債務の額及び当該組合の組合員に支払った金額並びに合併後存続する組合の増加した出資の額又は合併によって設立した組合の出資の額を超えるときは、その超過額

4 前項第二号の超過額のうち、合併によって消滅した組合の利益準備金その他当該組合が合併の直前において留保していた利益の額に相当する金額は、同項の規定にかかわらず、これを資本準備金に繰り入れないことができる。この場合においては、その利益準備金の額に相当する金額は、これを合併後存続する組合又は合併によって設立した組合の利益準備金に繰り入れなければならない。

5 第一項の利益準備金及び第三項の資本準備金は、損失のでん補に充てる場合を除いては、これを取り崩してはならない。

6 利益準備金をもって損失のてん補に充ててもなお不足する場合でなければ、資本準備金をもってこれに充てることはできない。

7 出資組合は、第十条第一項第一号及び第八号の事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。

(剰余金の配当)

第九十二条 出資組合の剰余金の配当は、事業年度終了の日における主務省令で定める方法により算定される純資産の額から次に掲げる金額を控除して得た額を限度として行うことができる。

一 出資総額

二 前条第一項の利益準備金及び同条第三項の資本準備金の額

三 前条第一項の規定によりその事業年度に積み立てなければならない利益準備金の額

四 前条第七項の繰越金の額

五 その他主務省令で定める額

2 剰余金の配当は、定款で定めるところにより、組合員の出資組合の事業の利用分量の割合に応じ、又は年八分以内において政令で定める割合を超えない範囲内で払込済みの出資の額に応じてしなければならない。

(回転出資金による損失の填補)

第九十三条 出資組合は、回転出資金を損失の填補に充てることのできる。

2 出資組合は、回転出資金を損失の填補に充てたなお残額がある場合には、その払込に充てた剰余金を生じた事業年度の次の事業年度の開始の日から起算して五年を経過したときにこれを払い戻さなければならない。但し、当該期間内に、総会において払い戻すべき旨の議決をしたとき又は組合員が脱退したときは、当該議決又は脱退に係る事業年度末にこれを組合員又は脱退した者に払い戻さなければならない。

(政令への委任)

第九十四条 第十六条、第十九条及び第八十九条から前条までに定めるもののほか、組合が、当該組合とその組合員との間の財務関係を明らかにし、その他組合員の利益を保全するためにその財務を適正に処理するための基準として従わなければならない事項は、政令でこれを定める。

(剰余金の払込充当)

第九十五条 出資組合は、定款の定めるところにより、組合員が出資の払込を終るまでは、組合員に配当する剰余金をその払込に充てることのできる。

(組合員の持分)

第九十六条 出資組合は、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることのできない。

2 出資組合は、次に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず、当該組合員の持分を取得することができる。

一 第三十二条第一項の規定により組合員の持分を譲り受けたとき。

二 全国の区域を地区とするエネルギー協同組合連合会がその会員たるエネルギー協同組合連合会と合併したとき。

3 出資組合が前項の規定により組合員の持分を取得したときは、速やかに、これを処分しなければならない。

(業務報告書)

第九十七条 組合は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した業務報告書を作成し、行政庁に提出しなければならない。

2 組合が子会社その他の当該組合と主務省令で定める特殊の関係のある会社（以下この項、次条、第百六十五条及び第百七十三条第六項において「子会社等」という。）を有する場合には、当該組合は、事業年度ごとに、前項の業務報告書のほか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した業務報告書を作成し、行政庁に提出しなければならない。

3 前二項の業務報告書の記載事項、提出期日その他業務報告書に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(信用事業の説明書類の作成等)

第九十八条 第十条第一項第三号の事業を行う組合は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として主務省令で定めるものを記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所（主として信用事業以外の事業の用に供される事務所その他の主務省令で定める事務所を除く。以下この条において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の組合が子会社等を有する場合には、当該組合は、事業年度ごとに、同項の説明書類のほか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として主務省令で定めるものを当該組合及び当該子会社等につき連結して記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 前二項に規定する説明書類は、電磁的記録をもって作成することができる。

4 第一項又は第二項に規定する説明書類が電磁的記録をもって作成されているときは、組合の事務所において、当該電磁的記録に記載された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として主務省令で定めるものをとることができる。この場合においては、これらの規定に規定する説明書類を、これらの規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

5 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の説明書類を公衆の縦覧に供する期間その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、主務省令で定める。

6 第一項の組合は、同項又は第二項に規定する事項のほか、信用事業の利用者が当該組合及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。

## 第五節 設立

(設立者)

第九十九条 エネルギー協同組合を設立するには、五人以上の分散的エネルギー事業を行う者が、エネルギー協同組合連合会を設立するには、二以上の組合が発起人となることを必要とする。

(設立準備会)

第一百条 発起人は、予め組合の事業及び地区並びに組合員たる資格に関する目論見書を作り、一定の期間前までにこれを設立準備会の日時及び場所とともに公告して、設立準備会を開かなければならない。

2 前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。

(定款作成委員)

第一百一条 設立準備会においては、出席した分散的エネルギー事業を行う者（法人にあっては、その役員）又は組合の理事（第四十四条第四項の組合にあっては、経営管理委員）の中から、定款の作成に当たるべき者（以下「定款作成委員」という。）を選任し、かつ、地区、組合員たる資格その他定款作成の基本となるべき事項を定めなければならない。

2 定款作成委員は、エネルギー協同組合にあっては五人以上、エネルギー協同組合連合会にあっては二人以上でなければならない。

3 設立準備会の議事は、出席した分散的エネルギー事業を行う者又は組合の過半数の同意をもってこれを決する。

(創立総会)

第一百二条 定款作成委員が定款を作成したときは、発起人は、一定の期間前までにこれを創立総会の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。

3 定款作成委員が作成した定款の承認、事

業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会においては、前項の定款を修正することができる。ただし、地区及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上でこれを決する。

6 前項の申出をした者は、書面又は代理人をもって議決権等を行うことができる。この場合には、第二十七条第三項後段の規定を準用する。

7 創立総会については、第二十七条第一項及び第四項から第七項まで、第七十六条第二項及び第三項並びに第七十九条から第八十一条まで並びに会社法第三百十條第二項、第三項、第六項及び第七項、第三百十一條（第二項を除く。）並びに第三百十二條第一項、第四項及び第五項の規定を、創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、同法第八百三十條、第八百三十一條、第八百三十四條（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五條第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條、第八百三十八條並びに第八百四十六條の規定を準用する。この場合における必要な技術的読替は、政令で定める。

(設立認可の申請)

第一百三條 発起人は、創立総会終了の後滞りなく、定款及び事業計画を行政庁に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2 発起人は、行政庁の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

(設立の認可)

第一百四條 行政庁は、前条第一項の申請があったときは、設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反するときを除き、その申請に係る同項の認可をしなければならない。

(認可の期間)

第一百五條 第一百三條第一項の申請があったときは、行政庁は、申請書を受領した日から二箇月以内に発起人に対し、認可又は不認可の通知を発しなければならない。

2 行政庁が前項の期間内に同項の通知を発しなかったときは、その期間満了の日に第一百三條第一項の認可があったものとみなす。この場合には、発起人は、行政庁に対し、認可に関する証明をすべきことを請求することができる。

3 行政庁が第一百三條第二項の規定により報告書の提出の請求を発したときは、その日からその報告書が行政庁に到達するまでの期間は、第一項の期間に算入しない。

4 行政庁は、不認可の通知をするときは、その理由を通知書に記載しなければならない。

5 発起人が不認可の取消を求める訴を提起した場合において、裁判所がその取消の判決をしたときは、その判決確定の日に第一百三條第一項の認可があったものとみなす。この場合には、第二項後段の規定を準用する。

(事務の引渡)

第一百六條 第一百三條第一項の認可があったときは、発起人は、滞りなくその事務を理事に引き渡さなければならない。

2 出資組合の理事は、前項の規定による引渡を受けたときは、滞りなく出資の第一回の払込をさせなければならない。

3 現物出資者は、第一回の払込の期日に、出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。但し、登記、登録その他権利の設定又は移転を以て第三者に対抗するため必要な行為は、組合成立の後にこれを行うことを妨げない。

(成立の時期)

第一百七條 組合は、主たる事務所の所在地に

において、設立の登記をすることに因って成立する。

2 組合が第三百三条第一項の設立の認可があった日から九十日を経過しても前項の登記をしないときは、行政庁は、当該認可を取り消すことができる。

(設立の無効の訴え)

第百八条 組合の設立の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條から第八百三十九條まで並びに第八百四十六條の規定を準用する。この場合における必要な技術的謄替えは、政令で定める。

第六節 解散及び清算

(解散の事由)

第百九条 組合は、次に掲げる事由によって解散する。

一 総会の議決

二 組合の合併

三 組合についての破産手続開始の決定

四 存立時期の満了

五 第百六十七條の規定による解散の命令

2 解散の議決は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 前項の場合には、第十条第一項第三号の事業を行う組合にあっては第三百三条第二項の規定を、その他の組合にあっては同項、第百四条及び第百五条の規定を準用する。

4 第一項の事由によるほか、エネルギー協同組合は、第二十二條第一項第一号の規定による組合員が十五人未満になったことによつて、エネルギー協同組合連合会は、同条第二項第一号の規定による会員が欠けたことによつて解散する。この場合には、組合は、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

5 信用事業のみを行う組合にあっては、第一項及び前項の事由によるほか、第百六十六條第三項の規定による承認の取消しによつて解散する。

6 第二十二條第二項第一号の規定による会員が一人になったエネルギー協同組合連合会にあっては、第一項及び前二項の事由によるほか、次の事由によつて解散する。

一 第百十八條第一項の規定による権利義務の承継があったこと。

二 第百十八條第二項において準用する第百十條第二項の認可の申請につき不認可の処分があったこと。

三 第百十八條第三項の期間内に前号に規定する認可の申請がなかったこと。

7 エネルギー協同組合連合会は、前項第三号に掲げる事由によつて解散した場合には、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併契約と合併の認可)

第百十條 組合が合併しようとするときは、総会の議決を経て、政令で定める事項を定めた合併契約を締結しなければならない。

2 合併は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 前項の場合には、第十条第一項第三号の事業を行う組合にあっては第三百三条第二項の規定を、その他の組合にあっては同項、第百四条及び第百五条の規定を準用する。

4 出資組合の合併には、第八十五条並びに第八十六条第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、第八十五条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは、「合併をする旨」と読み替えるものとする。

(合併の手続)

第百十條 合併によつて消滅する組合の総組合員（准組合員を除く。以下この項及び第四項において同じ。）の数が合併後存続する組合の総組合員の数の五分の一（これを下回る

割合を合併後存続する組合の定款で定めた場合にあっては、その割合。以下この項において同じ。）を超えない場合であつて、かつ、合併によつて消滅する組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額が合併後存続する組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の五分の一を超えない場合における合併後存続する組合の合併についての前条第一項の規定の適用については、同項中「総会」とあるのは、「総会又は理事会（第四十四条第四項の組合にあっては、経営管理委員会）」とする。

2 前項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う合併後存続する組合は、その旨を前条第一項の合併契約に定めなければならない。

3 合併後存続する組合が第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合においては、合併後存続する組合は、前条第一項の合併契約を締結した日から二週間以内に、合併によつて消滅する組合の名称及び住所、合併を行う時期並びに第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う旨を公告し、又は組合員に通知しなければならない。

4 合併後存続する組合の総組合員の六分の一以上の組合員（准組合員を除く。）が前項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該組合に対し書面をもつて合併に反対の意思の通知を行ったときは、第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行うことはできない。

(合併に関する書面等の備え置き等)

第百十二條 次の各号に掲げる組合の理事は、当該各号に定める期間、第百十條第一項の合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を主たる事務所に備えて置かなければならない。

一 合併によつて消滅する組合 第百十條第一項の総会の日から二週間前の日から合併の登記の日まで

二 合併後存続する組合 第百十條第一項の総会（前条第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合にあっては、理事会（第四十四条第四項の組合にあっては、経営管理委員会））の日から二週間前の日から合併の登記の日後六月を経過する日まで

三 合併によつて設立する組合 合併の登記の日から六月間

2 前項各号に掲げる組合の組合員及び当該組合の債権者は、当該組合の業務時間内は、いつでも、当該組合に係る同項の書面又は電磁的記録について、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて当該組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 組合員及び当該組合の債権者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組合の定めた費用を支払わなければならない。

(合併組合の設立に必要な行為)

第百十三條 合併によつて組合を設立するには、各組合の総会においてエネルギー協同組合にあっては第二十二條第一項第一号の規定による組合員（法人にあっては、その役員）、エネルギー協同組合連合会にあっては同条第二項第一号の規定による会員たる組合の役員の中から選任した設立委員が共同して、定款を作成し、役員（合併によつて設立する組合が第四十四条第四項の組合であるときは、理事を除く。）を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2 前項の規定による設立委員の選任には、第七十七條の規定を準用する。

3 第一項の規定による理事の選任については、第四十三條第十一項本文の規定を準用する。

4 第一項の規定による経営管理委員の選任については、第四十四条第三項本文の規定を準用する。

(合併の効力)

第百十四條 組合の合併は、合併後存続する組合又は合併に因つて設立する組合が、その主たる事務所の所在地において、第百二十九條に規定する登記をすることに因つてその効力を生ずる。

(合併の効果)

第百十五條 合併後存続する組合又は合併に因つて設立した組合は、合併に因つて消滅した組合の権利義務（当該組合がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。）を承継する。

(消滅した組合の権利義務等の記録の作成等)

第百十六條 合併後存続する組合又は合併によつて設立した組合の理事は、合併の登記の日後遅滞なく、前条の規定によりこれらの組合が承継した合併によつて消滅した組合の権利義務その他の合併に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2 理事は、合併の登記の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録を主たる事務所に備えて置かなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 第一項の書面の閲覧の請求

二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 第一項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

4 組合員及び組合の債権者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、組合の定めた費用を支払わなければならない。

(合併の無効の訴え)

第百十七條 組合の合併の無効の訴えについては、会社法第八百二十八條第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで、第八百四十三條（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六條の規定を、この条において準用する同法第八百四十三條第四項の申立てについては、同法第八百六十八條第五項、第八百七十条第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二条の二、第八百七十二条の二、第八百七十二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定を準用する。この場合における必要な技術的謄替えは、政令で定める。

(会員が一人になった連合会の承継)

第百十八條 第二十二條第二項第一号の規定による会員が一人になったエネルギー協同組合連合会の同号の規定による会員たる組合は、当該エネルギー協同組合連合会の権利義務（当該エネルギー協同組合連合会がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。）を承継することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該エネルギー協同組合連合会が出資組

合である場合において、その会員に第二十二條第二項第二号又は第三号の規定による会員があるとき。

二 当該組合の当該エネルギー協同組合連合会に対して有する持分が第三者の権利の目的となっているとき。

2 前項の規定による権利義務の承継については、第七十七條、第八十四條、第一百條、第一百十二條、第一百十四條及び第一百十六條の規定を、同項の規定による権利義務の承継の無効の訴えについては、会社法第八百二十八條第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十四條（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十五條第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで並びに第八百四十六條の規定を準用する。この場合における必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 前項において準用する第一百條第二項の認可の申請は、当該エネルギー協同組合連合会の第二十二條第二項第一号の規定による会員が一人になった日から六月以内にしなければならない。

4 第一項の規定による権利義務の承継があったときは、被承継人たるエネルギー協同組合連合会は、その時に消滅する。

（清算人の選任）

第九十九條 組合が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定並びに第九條第六項第一号に掲げる事由による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

2 第十條第一項第三号の事業を行う組合が、第九條第五項の規定により解散したときは、前項の規定及び第二百三條において準用する会社法第四百七十八條第二項の規定にかかわらず、行政庁が清算人を選任する。

（清算人の職務）

第二十條 清算人は、次に掲げる職務を行う。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の分配

（財産処分の方法の承認）

第二十一條 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、非出資組合にあっては財産目録、出資組合にあっては財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出し、又は提供してその承認を求めなければならない。

2 第四十四條第四項の組合の清算人は、前項の承認を求めるときは、あらかじめ、非出資組合にあっては財産目録及び財産処分の方法、出資組合にあっては財産目録、貸借対照表及び財産処分の方法について経営管理委員会の承認を受けなければならない。

（清算人による決算報告）

第二十二條 清算人は、清算事務を終了した後遅滞なく、主務省令で定めるところにより、決算報告を作成し、これを総会に提出し、又は提供してその承認を求めなければならない。

2 第四十四條第四項の組合の清算人は、前項の承認を求めるときは、あらかじめ、決算報告について経営管理委員会の承認を受けなければならない。

3 第一項の承認については、会社法第五百七條第四項の規定を準用する。

（会社法の準用）

第二十三條 組合の清算については、会社法第四百七十五條（第三号に係る部分を除く。）、第四百七十六條及び第四百九十九條から第五百三條までの規定を、組合の清算人については、第三十九條、第四十二條、第四十五條、第四十六條、第四十七條第二項及び第三項、第四十九條、第五十條、第五十一條第五項及び第六項、第五十二條（第二項を除く。）、第五十三條、第五十四條第二項及び第三項、第五十五條、

第五十六條第一項から第三項まで、第五十七條第一項から第三項まで、第八項、第九項（第一号に係る部分に限る。）及び第十項、第五十八條（第一項及び第十項を除く。）、第六十一條、第六十五條、第七十條第二項から第四項まで、第七十一條、第七十二條第二項、第七十九條並びに第八十一條第二項から第四項まで並びに同法第三百八十三條第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四條から第三百八十六條まで、第四百七十八條第二項及び第四項、第四百七十九條第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十三條第四項及び第五項、第四百八十四條、第四百八十五條、第四百八十九條第三項から第五項まで、第五百八條、第七編第二章第二節（第八百四十七條第二項、第八百四十九條第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一條を除く。）、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一條、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五條並びに第八百七十六條の規定を準用する。この場合における必要な技術的読替えは、政令で定める。

### 第三章 登記等

（設立の登記）

第二十四條 組合の設立の登記は、非出資組合にあっては設立の認可があった日（第二百五條第二項及び第五項の場合にあっては、設立の認可に関する証明のあった日）から、出資組合にあっては出資の第一回の払込があった日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてこれをしなければならない。

2 組合の設立の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 第四十條第一項第一号から第三号までの事項

二 事務所の所在場所

三 出資組合にあっては、出資一口の金額及びその払込みの方法並びに出資の総口数及び払込済みの出資の総額

四 存立時期を定めたときは、その時期

五 代表権を有する者の氏名、住所及び資格六 公告の方法

七 前号の公告の方法が電子公告（公告の方法のうち、電磁的方法（会社法第二條第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって同條第三十四号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項

イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であって会社法第九百十一條第三項第二十九号イに規定するもの

ロ 第四百二條第三項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め

（変更の登記）

第二十五條 前條第二項各号に掲げる事項中に変更を生じたときは、二週間以内に、主たる事務所の所在地において変更の登記をしなければならない。

2 前條第二項第三号に掲げる事項中出資の総口数及び払込済みの出資の総額の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末日現在により事業年度終了後四週間以内に、主たる事務所の所在地においてこれを行うことができる。

（他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記）

第二十六條 組合が主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に旧所在地において移転の登記をし、新所在地においては第二百二十四條第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

（職務執行停止の仮処分等の登記）

第二十七條 組合を代表する理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

（解散の登記）

第二十八條 組合が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定並びに第九條第六項第一号に掲げる事由による解散の場合を除いては、二週間以内に、主たる事務所の所在地において解散の登記をしなければならない。

（合併の場合の登記）

第二十九條 組合が合併する場合において合併に必要な行為が終わったとき、又は第十八條第一項の規定による権利義務の承継（以下この條、第三百五十五條第五項、第三十七條第二項及び第三項並びに第八十九條第二十一号において「承継」という。）につき承継人たる組合及び被承継人たるエネルギー協同組合連合会が承継に必要な行為が終わったときは、二週間以内に、主たる事務所の所在地において、合併又は承継後存続する組合については変更の登記、合併又は承継によって消滅する組合については解散の登記、合併によって設立する組合については第二百二十四條第二項に規定する登記をしなければならない。

（決算結了の登記）

第三十條 組合の清算が結了したときは、第二百二條第一項の承認の日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において清算結了の登記をしなければならない。

（従たる事務所の所在地における登記）

第三十一條 次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一 組合の設立に際して従たる事務所を設けた場合 主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二 組合の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内

2 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記）

第三十二條 組合がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この條において同じ。）においては四週間以内に前條第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

（従たる事務所における変更の登記等）

第三十三條 第二百二十九條及び第三百十條に規定する場合には、これらの規定に規定す

る日から三週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、第二百二十九条に規定する変更の登記は、第三百三十一条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

(登記簿)

第三十四条 組合の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が管轄登記所としてこれを掌る。

2 各登記所に、エネルギー協同組合登記簿及びエネルギー協同組合連合会登記簿を備える。

(判決が確定した場合の会社法の準用)

第三十五条 組合の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、会社法第九百三十七条第一項(第一号イに係る部分に限る。)の規定を準用する。

2 組合の出資一口の金額の減少の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、会社法第九百三十七条第一項(第一号ニに係る部分に限る。)の規定を準用する。

3 組合の総会又は創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、会社法第九百三十七条第一項(第一号トに係る部分に限る。)の規定を準用する。

4 組合の合併又は承継の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、会社法第九百三十七条第三項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)及び第四項の規定を準用する。

(設立の登記の申請書)

第三十六条 組合の設立の登記の申請書には、定款、出資の総口数及び出資第一回の払込みのあったことを証する書面並びに代表権を有する者の資格を証する書面を添付しなければならない。

2 合併による組合の設立の登記の申請書には、合併によって消滅する組合の登記事項証明書を添付しなければならない。ただし、当該登記所の管轄区域内に合併によって消滅する組合の主たる事務所があるときは、この限りでない。

3 合併による出資組合の設立の登記の申請書には、前二項に掲げる書面のほか、第一百十条第四項において準用する第八十五条第二項の規定による公告及び催告(同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合作っては、これらの方法による公告。次条第二項において同じ。)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託をしたこと又は合併をしてもその債権者をおそれないことを証する書面を添付しなければならない。

(変更の登記の申請書)

第三十七条 組合の事務所の新設又は事務所の移転その他第二百二十四条第二項各号又は第四項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

2 出資一口の金額の減少又は出資組合の合併若しくは承継による変更の登記の申請書には、前項に掲げる書面のほか、第八十五条第二項(第一百十条第四項(第一百八条第二項において準用する場合を含む。))の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託をしたこと又は出資一口の金額の減少をし、若しくは合併若しくは承継をしてもその債権者をおそれないことを証する書面を添付しなければならない。

3 組合の合併又は承継による変更の登記には、前条第二項の規定を準用する。

(解散の登記の申請書)

第三十八条 第二百二十八条の規定による組合の解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添付しなければならない。

2 行政庁が組合を解散した場合における解散の登記は、当該行政庁の囑託によってこれをする。

(精算終了の登記の申請書)

第三十九条 組合の清算終了の登記の申請書には、清算人が第二百二十二条第一項において準用する会社法第五百七条第三項の規定により決算報告の承認を得たことを証する書面を添付しなければならない。

(登記の期間)

第四十条 登記すべき事項で行政庁の認可を要するものは、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。但し、第五十五条第二項及び第五項の場合には、認可に関する証明書が到達した時から登記の期間を起算する。

(商業登記法の準用)

第四十一条 組合の登記については、商業登記法第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条(第十五号及び第十六号を除く。)、第二十五条から第二十七条まで、第四十七条第一項、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十二条、第八十三条並びに第三十二条から第四十八条までの規定を準用する。この場合における必要な技術的読替は、政令で定める。

(公告の方法)

第四十二条 組合は、公告の方法として、事務所に掲示場に掲示する方法を定款で定めなければならない。

2 組合は、公告の方法として、前項の方法のほか、次の各号に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。ただし、第十条第一項第三号の事業を行う組合にあつては、第二号又は第三号に掲げる方法のいずれかを定款で定めなければならない。

一 官報に掲載する方法

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三 電子公告

3 組合が前項第三号に掲げる方法を公告の方法とする旨を定める場合には、電子公告を公告の方法とする旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告の方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

4 組合が当該組合の事務所の掲示場に掲示する方法又は電子公告により公告をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して公告をしなければならない。

一 公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告 当該期間を経過する日

二 前号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一月を経過する日

5 組合がこの法律又は他の法律の規定による公告を電子公告により行う場合については、会社法第九百四十条第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条及び第九百五十五条の規定を準用する。この場合における必要な技術的読替は、政令で定める。

第四章 分散的エネルギー事業の促進に関する措置

(基本方針)

第四十三条 主務大臣は、分散的エネルギー事業の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 分散的エネルギー事業の促進の意義及び

基本的な方向に関する事項

二 分散的エネルギー事業の促進にあつて

地方公共団体が果たすべき役割に関する事項

三 特定分散的エネルギー事業の促進に関する次に掲げる事項

イ 特定分散的エネルギー事業の内容に関する基準

ロ 特定分散的エネルギー事業の実施に必要な資金の調達の方法に関し株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)及び指定金融機関(第四四十八条第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。第四四十六条第一号において同じ。)が果たすべき役割に関する事項

3 前項第三号イの基準には、次の各号に掲げるものうち二以上の要件に適合していることが求められるものとする。

一 当該事業の実施に関する計画の作成及びその実施に関する決定が、当該事業が実施される地域の住民若しくは事業者又はこれらの者からなる団体(以下「地域関係者」という。)によって行われると認められること

二 当該事業の実施に要する資金の大部分が地域関係者によって提供されていると認められること

三 当該事業が、当該事業が実施される地域の経済的社会的文化的発展に十分に寄与すると認められること

4 主務大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

5 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

6 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(特定分散的エネルギー事業計画の認定)

第四十四条 組合は、その実施しようとする特定分散的エネルギー事業に関する計画

(以下「特定分散的エネルギー事業計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを市町村長に提出して、その特定分散的エネルギー事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 特定分散的エネルギー事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 組合の代表理事の氏名

二 特定分散的エネルギー事業の内容

三 特定分散的エネルギー事業が実施される期間

四 特定分散的エネルギー事業の実施に関する計画の作成及びその実施に関する決定の方法

五 特定分散的エネルギー事業の実施に要する資金の額及びその調達方法

六 特定分散的エネルギー事業が実施される地域の経済的社会的文化的発展にかかる見込み

七 特定分散的エネルギー事業による環境への影響の調査及び予測

八 その他主務省令で定める事項

3 市町村長は、第一項の認定の申請があつた場合において、その特定分散的エネルギー事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号に掲げる事項が基本方針のうち前条第二項第三号イに掲げる基準に照らして適切なものであること。

二 当該特定分散的エネルギー事業計画に係る特定分散的エネルギー事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。(特定分散的エネルギー事業計画の変更等)

第四十五条 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、当該認定に係る特定分散的エネルギー事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、市町村長の認定を受けなければ

らない。

2 市町村長は、認定事業者が当該認定に係る特定分散的エネルギー事業計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定特定分散的エネルギー事業計画」という。）に従って特定分散的エネルギー事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 市町村長は、認定特定分散的エネルギー事業計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定事業者に対して、当該認定特定分散的エネルギー事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 前条第四項の規定は、第一項の認定に準用する。

（公庫の業務の特例）

第百四十六条 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第一条及び第十一条の規定にかかわらず、次に掲げる業務（以下「特定分散的エネルギー事業促進円滑化業務」という。）を行うことができる。

一 指定金融機関に対し、認定事業者が認定特定分散的エネルギー事業計画に従って実施する特定分散的エネルギー事業（以下「認定特定分散的エネルギー事業」という。）のために必要な資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うこと。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（特定分散的エネルギー事業促進円滑化業務実施方針）

第百四十七条 公庫は、基本方針（第百四十三条第二項第三号ロに掲げる事項に限る。）に即して、主務省令で定めるところにより、特定分散的エネルギー事業促進円滑化業務の方法及び条件その他特定分散的エネルギー事業促進円滑化業務を実施するための方針（以下「特定分散的エネルギー事業促進円滑化業務実施方針」という。）を定めなければならない。

2 公庫は、特定分散的エネルギー事業促進円滑化業務実施方針を定めようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 公庫は、前項の規定による主務大臣の認可を受けたときは、遅滞なく、特定分散的エネルギー事業促進円滑化業務実施方針を公表しなければならない。

4 公庫は、特定分散的エネルギー事業促進円滑化業務実施方針に従って特定分散的エネルギー事業促進円滑化業務を行わなければならない。

（指定金融機関の指定）

第百四十八条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、認定特定分散的エネルギー事業のために必要な資金を貸し付ける業務のうち、当該貸付けに必要な資金について公庫から貸付けを受けて行おうとするもの（以下「特定分散的エネルギー事業促進業務」という。）に関し、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、指定金融機関として指定することができる。

一 銀行その他の政令で定める金融機関であること。

二 次項に規定する業務規程が法令並びに基本方針（第百四十三条第二項第三号ロに掲げる事項に限る。次項において同じ。）及び特定分散的エネルギー事業促進円滑化業務実施方針に適合し、かつ、特定分散的エネルギー事業促進業務を適正かつ確実に遂行するために十分なものであること。

三 人的構成に照らして、特定分散的エネルギー事業促進業務を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有していること。

2 前項の規定による指定（以下この章において単に「指定」という。）を受けようとする者は、主務省令で定める手続に従い、基本方針及び特定分散的エネルギー事業促進円滑化

業務実施方針に即して特定分散的エネルギー事業促進業務に関する規程（以下この章において「業務規程」という。）を定め、これを指定申請書に添えて、主務大臣に提出しなければならない。

3 業務規程には、特定分散的エネルギー事業促進業務の実施体制及び実施方法に関する事項その他の主務省令で定める事項を定めなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 この法律、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）その他の政令で定める法律又はこれらの法律に基づく処分違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二 第百五十五条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

三 法人であって、その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ 指定金融機関が第百五十五条第一項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機関の役員であった者が当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの（指定の公示）

第百四十九条 主務大臣は、指定をしたときは、指定金融機関の商号又は名称、住所及び特定事業促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を公示しなければならない。

2 指定金融機関は、その商号若しくは名称、住所又は特定分散的エネルギー事業促進業務を行う営業所若しくは事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

（業務規程の変更の認可等）

第百五十条 指定金融機関は、業務規程を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 主務大臣は、指定金融機関の業務規程が特定分散的エネルギー事業促進業務の適正かつ確実な遂行上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（協定）

第百五十一条 公庫は、特定分散的エネルギー事業促進円滑化業務については、指定金融機関と次に掲げる事項をその内容を含む協定を締結し、これに従いその業務を行うものとする。

一 指定金融機関が行う特定分散的エネルギー事業促進業務に係る貸付けの条件の基準に関する事項

二 指定金融機関は、その財務状況及び特定分散的エネルギー事業促進業務の実施状況に関する報告書を作成し、公庫に提出すること。

三 前二号に掲げるもののほか、指定金融機関が行う特定分散的エネルギー事業促進業務及び公庫が行う特定分散的エネルギー事業促進円滑化業務の内容及び方法その他の主務省令で定める事項

2 公庫は、前項の協定を締結しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（帳簿の記載）

第百五十二条 指定金融機関は、特定分散的エネルギー事業促進業務について、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（監督命令）

第百五十三条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関に対し、特定分散的エネルギー事業促進業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（業務の休廃止）

第百五十四条 指定金融機関は、特定分散的エネルギー事業促進業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

3 指定金融機関が特定分散的エネルギー事業促進業務の全部を廃止したときは、当該指定金融機関の指定は、その効力を失う。

（指定の取消し等）

第百五十五条 主務大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 特定分散的エネルギー事業促進業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があったとき。

三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

2 主務大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（指定の取消し等に伴う業務の結了）

第百五十六条 指定金融機関について、第百五十四条第三項の規定により指定が効力を失ったとき、又は前条第一項の規定により指定が取り消されたときは、当該指定金融機関であった者又はその一般承継人は、当該指定金融機関が行った特定分散的エネルギー事業促進業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお指定金融機関とみなす。

（株式会社日本政策金融公庫法の適用）

第百五十七条 特定分散的エネルギー事業促進円滑化業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる株式会社日本政策金融公庫法の規定中下表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条第三項	第四十一条	エネルギー協同組合法（平成 年法律第 号）第百五十七条の規定により読み替えて適用する第四十一条
	業務	業務及び特定分散的エネルギー事業促進円滑化業務（エネルギー協同組合法第百四十六条に規定する特定分散的エネルギー事業促進円滑化業務をいう。以下同じ。）
第十一条第一項第五号	行う業務	行う業務（特定分散的エネルギー事業促進円滑化業務を除く。）
第三十一条第二項第一号	次に掲げる業務	次に掲げる業務及び特定分散的エネルギー事業促進円滑化業務
第三十一条第二項第二号	業務	業務及び特定分散的エネルギー事業促進円滑化業務
第三十一条第三号	業務	業務並びに特定分散的エネルギー事

四項		業促進円滑化業務
第三十五條第二項	、第三十一條、第三十三條及び前條	、第三十三條及び前條並びにエネルギー協同組合法第五十七條の規定により読み替えて適用する第三十一條
第三十六條第二項	、第三十一條、第三十三條及び第三十四條	、第三十三條及び第三十四條並びにエネルギー協同組合法第五十七條の規定により読み替えて適用する第三十一條
第四十一條	次に掲げる業務	次に掲げる業務及び特定分散的エネルギー事業促進円滑化業務
第四十二條第一項	前條	エネルギー協同組合法第五十七條の規定により読み替えて適用する前條
	同法第二百九十五條第二項	会社法第二百九十五條第二項
	額」とあるのは「株式会社日本政策金融公庫法第四十一條	額」とあるのは「エネルギー協同組合法（平成 年法律第 号）第五十七條の規定により読み替えて適用する株式会社日本政策金融公庫法第四十一條
第四十二條第二項	株式会社日本政策金融公庫法第四十一條の規定により設けられた勘定に属する資本金	エネルギー協同組合法第五十七條の規定により読み替えて適用する株式会社日本政策金融公庫法第四十一條の規定により設けられた勘定に属する資本金
	第四十七條第一項	エネルギー協同組合法第五十七條の規定により読み替えて適用する第四十七條第一項
第四十二條第二項	前條	エネルギー協同組合法第五十七條の規定により読み替えて適用する前條
	同法第四百四十八條第一項	会社法第四百四十八條第一項
	株式会社日本政策金融公庫法第四十一條	エネルギー協同組合法第五十七條の規定により読み替えて適用する株式会社日本政策金融公庫法第四十一條
第四十二條第三項	前條	エネルギー協同組合法第五十七條の規定により読み替えて適用する前條
第四十七條第一項及び第五項	業務	業務及び特定分散的エネルギー事業促進円滑化業務
第四十七條第七項	及び第四十一條各号に掲げる業務	並びに第四十一條各号に掲げる業務及び特定分散的エ

		エネルギー事業促進円滑化業務
第四十九條第二項	業務	業務及び特定分散的エネルギー事業促進円滑化業務
第四十九條第二項各号	及び	並びに
第五十一條第一項	第四十九條	エネルギー協同組合法第五十七條の規定により読み替えて適用する第四十九條
	第四十一條	エネルギー協同組合法第五十七條の規定により読み替えて適用する第四十一條
第五十一條第二項	業務	業務及び特定分散的エネルギー事業促進円滑化業務
	第四十九條第二項	エネルギー協同組合法第五十七條の規定により読み替えて適用する第四十九條第二項
第五十七條	この法律に	エネルギー協同組合法並びにこれらに
第五十八條及び第五十九條第一項	この法律	この法律、エネルギー協同組合法
第六十四條第一項	この法律	この法律（エネルギー協同組合法第五十七條の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	とする。	とする。ただし、特定分散的エネルギー事業促進円滑化業務並びに当該業務に係る財務及び会計に関する事項については、○〇大臣及び財務大臣とする。
第七十一條	第五十九條第一項	エネルギー協同組合法第五十七條の規定により読み替えて適用する第五十九條第一項
第七十三條第一号	この法律	この法律（エネルギー協同組合法第五十七條の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第七十三條第三号	第十一條	第十一條及びエネルギー協同組合法第四百四十六條
第七十三條第七号	第五十八條第二項	第五十八條第二項（エネルギー協同組合法第五十七條の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
附則第四十七條第一項	公庫の業務	公庫の業務（特定分散的エネルギー事業促進円滑化業務を除く。）

（地方税の不均一課税に伴う措置）

第五十八條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六條第二項の規定により、地方公共団体が、認定特定分散的エネルギー

事業の用に供する施設を新設し、又は増設した組合について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又はその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法第十四條の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同條の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあっては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。）のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同條の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

（政府の財政援助の制限に関する法律の特例）  
 第五十九條 地方公共団体は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三條の規定にかかわらず、認定特定分散的エネルギー事業の実施によって組合に発生する債務について保証契約をすることができる。

（電気事業法の特例）  
 第六十條 第十条第一項第七号の事業を行う組合（以下「供給組合」という。）は、電気事業法（昭和三十九年七月十一日法律第七十号）第十七條第一項の規定にかかわらず、この規定による許可を受けないで、組合員の需要に応じて電気を供給する事業を実施することができる。

（ガス事業法の特例）  
 第六十一條 供給組合は、ガス事業法（昭和二十九年三月三十一日法律第五十一号）第三十七條第一項の規定にかかわらず、この規定による許可を受けないで、簡易なガス発生設備においてガスを発生させ、組合員の需要に応じて導管によりこれを供給する事業を実施することができる。

（熱供給事業法の特例）  
 第六十二條 供給組合は、熱供給事業法（昭和四十七年六月二十二日法律第八十八号）の規定にかかわらず、組合員の需要に応じて、加熱され若しくは冷却された水又は蒸気を導管により組合員に供給する事業（以下「熱供給の事業」という。）を営むことができる。この場合において、供給組合が営む熱供給の事業は、熱供給事業法第二條第二項に規定する熱供給事業とはみなさない。

## 第五章 監督

（行政庁による報告の徴収）

第六十三條 行政庁は、組合から、当該組合が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、信用事業規程若しくはエネルギー事業規程を守っているかどうかを知るために必要な報告を徴し、又は組合に対し、その組合員又は会員、役員、使用人、事業の分量その他組合の一般的状況に関する資料であつて組合に関する行政を適正に処理するために特に必要なものの提出を命ずることができる。  
 2 行政庁は、組合が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、信用事業規程又はエネルギー事業規程を守っているかどうかを知るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子会社その他の当該組合と政令で定める特殊の関係のある者（次項、次条、第八十條及び第八十七條第一項第四号において「子会社等」という。）、信用事業受託者（特定信用事業代理業者その他信用事業に関し組合から委託を受けた者をいう。以下同じ。）に対し、当該組合の業務又は会計の状況に関し参考となるべ

き報告又は資料の提出を求めることができる。

3 組合の子会社等、信用事業受託者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(行政庁による検査)

第百六十四条 組合員がその総数の十分の一以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程若しくはエネルギー事業規程に違反する疑いがあることを理由として検査を請求したときは、行政庁は、当該組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

2 行政庁は、組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程若しくはエネルギー事業規程に違反する疑いがあると認めるときは、いつでも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

3 行政庁は、第十条第一項第三号又は第七号の事業を行う組合の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

4 行政庁は、第十条第一項第三号又は第七号の事業を行う組合、都道府県の区域若しくはこれを超える区域を地区とする組合の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査しなければならない。

5 行政庁は、前各項の規定により組合の業務又は会計の状況を検査する場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子会社等、信用事業受託者の業務又は会計の状況を検査することができる。

6 前条第三項の規定は、前項の規定による子会社等、信用事業受託者の検査について準用する。

(信用事業等に係る監督上の処分)

第百六十五条 行政庁は、第十条第一項第三号又は第七号の事業を行う組合に対し、その信用事業の健全な運営を確保するため、組合の業務若しくは財産又は組合及びその子会社等の財産の状況によって必要があると認めるときは、当該信用事業又は分散的エネルギー事業に関し、措置をとるべき事項及び期間を定めて、その健全な運営を確保するための改善計画の提出を求め、又は提出された改善計画の変更を命ずることができる。

2 行政庁は、第十条第一項第三号又は第七号の事業を行う組合に対し、その事業の健全な運営を確保し、又は組合員を保護するため、組合の業務若しくは財産若しくは組合及びその子会社等の財産の状況又は事情の変更によって必要があると認めるときは、当該事業に関し、定款、規約、信用事業規程若しくはエネルギー事業規程の変更、業務執行の方法の変更、業務の全部若しくは一部の停止若しくは財産の供託を命じ、又は財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすることができる。

3 前二項の規定による信用事業の健全な運営を確保するための当該信用事業に関する命令(改善計画の提出を求めることを含む。)であって、組合又は組合及びその子会社等の自己資本の充実の状況によって必要があると認めるときにするものは、主務省令で定める組合又は組合及びその子会社等の自己資本の充実の状況に係る区分に応じ、それぞれ主務省令で定めるものでなければならない。

(法令等の違反に対する処分)

第百六十六条 行政庁は、第百六十三条の規定による報告を徴した場合又は第百六十四条の規定による検査を行った場合において、当該組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程若しくはエネルギー事業規程に違反すると認めるときは、当該組合に対し、期間を定めて、必要な措置を採るべき旨を命ずるこ

とができる。

2 組合が前項の命令に従わないときは、行政庁は、期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止又は役員の変更を命ずることができる。

3 行政庁は、組合が信用事業規程又はエネルギー事業規程に定めた特に重要な事項に違反した場合において、第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、第十一条第一項又第二十條第一項の承認を取り消すことができる。

(解散命令)

第百六十七条 左の場合には、行政庁は、当該組合の解散を命ずることができる。

一 組合が法律の規定に基づいて行うことができる事業以外の事業を行ったとき。

二 組合が、正当な理由がないのに、その成立の日から一年を経過してもなおその事業を開始せず、又は一年以上事業を停止したとき。

三 組合が法令に違反した場合において、行政庁が前条第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき。

(解散命令の官報への掲載)

第百六十八条 行政庁は、組合の代表権を有する者が欠けているとき、又はその所在が不明なときは、前条の規定による命令の通知に代えてその要旨を官報に掲載することができる。

2 前項の場合においては、当該命令は、官報に掲載した日から二十日を経過した日にその効力を生ずる。

(行政庁による取消し)

第百六十九条 組合員がその総数の十分の一以上の同意を得て、組合の総会(創立総会を含む。)の招集手続、議決の方法又は選挙が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反することを理由として、その議決又は選挙若しくは当選決定の日から一箇月以内に、その議決又は選挙若しくは当選の取消しを請求した場合において、行政庁は、その違反の事実があると認めるときは、当該議決又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。

2 前項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

(公益に反する場合の契約の取消し) 第百七十条 行政庁は、第十九条第一項の規定による契約の内容が公益に違反すると認めるときは、当該契約を取り消すことができる。

(主務省令への委任)

第百七十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による認可、許可、承認又は指定に関する申請の手続、書類の提出の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、主務省令で定める。

(条件)

第百七十二条 行政庁は、この法律の規定による認可又は承認(次項において「認可等」という。)に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならない。

(所管行政庁)

第百七十三条 この法律中「行政庁」とあるのは、第十五条及び第一百八条第一項の場合を除いては、都道府県の区域を超える区域を地区とする組合及び都道府県の区域を地区とするエネルギー協同組合連合会については主務大臣、その他の組合については都道府県知事(第十条第一項第三号の事業を行う組合の信用事業に関する第百六十四条第三項の規定による検査に関する事項については、都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣が必要があると認めるときは、主務大臣及び都道府県知事)とする。

2 この法律における主務大臣は、〇〇大臣

とする。ただし、第十条第一項第三号の事業を行う組合、特定信用事業代理業者及び指定信用事業等にあつては、〇〇大臣及び内閣総理大臣(第十三条第一項第一号及び第二号に掲げる基準並びに第十六条第一項に規定する同一人に対する信用の供与等(第六項において「信用の供与等」という。)の額に関する第百六十四条第一項から第五項までの規定による検査に関する事項については、内閣総理大臣)とする。

3 第百六十三条第一項及び第二項並びに第百六十四条第一項から第五項までに規定する行政庁の権限(前項ただし書の規定により内閣総理大臣が単独で所管するものを除く。)は、前項ただし書の規定にかかわらず、〇〇大臣又は内閣総理大臣がそれぞれ単独に行事することを妨げない。

4 内閣総理大臣は、第二項ただし書又は前項の規定により単独で検査を行ったときは、速やかに、その結果を〇〇大臣に通知するものとする。

5 〇〇大臣は、第三項の規定により単独で検査を行ったときは、速やかに、その結果を内閣総理大臣に通知するものとする。

6 第百六十五条第一項及び第二項に規定する行政庁の権限は、組合若しくは組合及びその子会社等の自己資本の充実の状況又は信用の供与等の状況に照らし信用秩序の維持を図るため特に必要なものとして政令で定める事由に該当する場合には、第二項ただし書の規定にかかわらず、内閣総理大臣が単独に行事することを妨げない。

7 内閣総理大臣は、前項の規定によりその権限を単独に行事するときは、あらかじめ、〇〇大臣に協議しなければならない。

8 この法律における主務省令は、主務省令・内閣府令とする。ただし、第百六十五条第三項に規定する主務省令(同号に規定する主務省令にあつては、金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものに限る。)、主務省令・内閣府令・財務省令とする。

9 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

10 この法律による〇〇大臣の権限及び前項の規定により金融庁長官に委任された権限の一部は、政令の定めるところにより、これを地方支分部局長(金融庁長官に委任された権限にあつては、財務局長又は財務支局長)に委任することができる。

11 この法律による〇〇大臣の権限及び第九項の規定により金融庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(財務大臣への協議)

第百七十四条 〇〇大臣及び内閣総理大臣は、第十条第一項第三号の事業を行う組合(都道府県の区域を超える区域を地区とする組合及び都道府県の区域を地区とするエネルギー協同組合連合会に限る。次条において同じ。)に対し次に掲げる処分をすることが信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

一 第百六十五条第二項又は第百六十六条第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令(信用事業に関するものに限る。)

二 第百六十六条第三項の規定による第十一条第一項の承認の取消し

三 第百六十七条の規定による解散の命令

(財務大臣への通知)

第百七十五条 内閣総理大臣は、第十条第一項第三号の事業を行う組合に対し次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

一 第十二条第一項又は第三項(同項の規定にあつては、信用事業規程の廃止に係る場合

に限る。)の規定による承認

二 第四百四条の規定による設立の認可

三 第九十九条第二項又は第一百十条第二項(第一百八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可

四 第九十九条第六項第二号に規定する不認可の処分

五 第六十五条第一項若しくは第二項又は第六十六条第一項若しくは第二項の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含む、信用事業に関するものに限る。)

六 第六十六条第三項の規定による第十一条第一項の承認の取消し

七 第六十七条の規定による解散の命令(内閣総理大臣への資料の提出及び説明の要求)

第七十六条 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関し、第十条第一項第三号の事業を行う組合に係る制度の企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。(市町村長による監督)

第七十七条 市町村長は、認定事業者に対し、認定特定事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関に対し特定事業促進業務に関して報告を求め、又はその職員に、指定金融機関の営業所若しくは事務所に入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(地方自治法上の取扱い)

第七十八条 この法律(第七十三条第十一項を除く。)の規定により都道府県が処理することとされている事務(第十条第一項第三号の事業を行う組合に係るものに限る。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(経過措置)

第七十九条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

## 第六章 罰則

第八十条 組合の役員がいかなる名義をもつてするを問わず、組合の事業の範囲外において、貸付けをし、若しくは手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金(第十条第一項第三号の事業を行う組合の役員にあっては、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金)に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

3 第一項の規定は、刑法に正条がある場合には、これを適用しない。

第八十一条 第十二条の規定に違反して、他人に資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受入れ、手形の割引又は為替取引の事業を行わせた者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第八十二条 第九十七条第一項の規定に違反して、業務報告書の提出をせず、又は業務報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして業務報告書の提出をした者は、五十万円以下の罰金(第十条第一項第三号の事業を行う組合又は特定信用事業代理業者に係る書類にあっては、一年以下の懲役

又は百万円以下の罰金)に処する。

第八十三条 第九十八条第一項若しくは第二項の規定に違反してこれらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは第九十八条第四項の規定に違反してこれらの規定に規定する電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として主務省令若しくは主務省令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載をして公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の記録をした情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとった者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第八十四条 第六十三条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第六十四条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金(第十条第一項第三号の事業を行う組合若しくはその子会社等、信用事業受託者に係る報告若しくは資料の提出又は検査にあっては、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金)に処する。

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第八十六条 第四十二条第五項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等(同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この条において同じ。)に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかった者は、三十万円以下の罰金に処する。

第八十七条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第八十三条 二億円以下の罰金刑  
二 第八十二条五十万円以下の罰金刑(第十条第一項第三号の事業を行う組合又は特定信用事業代理業者にあっては、二億円以下の罰金刑)

三 第八十四条 五十万円以下の罰金刑(第十条第一項第三号の事業を行う組合若しくはその子会社等、信用事業受託者にあっては、二億円以下の罰金刑)

四 第八十一条又は第八十五条から前条まで 各本条の罰金刑

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第八十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第四十二条第五項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第四十二条第五項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第八十九条 次の場合においては、組合の役員若しくは清算人又は特定信用事業代理業者(特定信用事業代理業者が法人であるときは、その取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、執行役、監査役、理事、監事、代

表者、業務を執行する社員又は清算人)は、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 法律の規定に基づいて組合が行うことができる事業以外の事業を行ったとき。

二 第十二条第一項、第十九条又は第二十条第一項の規定に違反したとき。

三 第十二条第四項、第二十条第四項、第七十五条第四項、若しくは第九十九条第四項若しくは第七項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第六十五条第一項若しくは第二項の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含む。)に違反したとき。

五 第二百七条第七項において準用する会社法第三百十条第六項、第三百十一条第三項若しくは第三百十二条第四項の規定又は第三十九条第二項(第二百三条において準用する場合を含む。)、第四十二条第一項(第二十二條において準用する場合を含む。)、第五十二条第一項(第二十二條において準用する場合を含む。))若しくは第二項、第五十八条第九項(第二十三條において準用する場合を含む。))若しくは第十項、第八十一条第二項若しくは第三項(これらの規定を第二百七条第七項及び第二百三条において準用する場合を含む。)、第八十五条第一項(第八十六条第四項及び第八十条第四項において準用する場合を含む。))若しくは第百十六條第二項(第百十八條第二項において準用する場合を含む。))の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備えて置かず、その書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

六 第二百七条第七項において準用する会社法第三百十条第七項、第三百十一条第四項若しくは第三百十二条第五項の規定又は第三十九条第三項(第二百三条において準用する場合を含む。)、第四十二条第二項(第二十三條において準用する場合を含む。)、第五十二条第三項(第二百三条において準用する場合を含む。)、第五十八条第十一項(第二十三條において準用する場合を含む。)、第八十一条第四項(第二百七条第七項及び第二百三条において準用する場合を含む。)、第一百二十二條第二項(第百十八條第二項において準用する場合を含む。))の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

七 第二百三条において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

八 第三十条第二項の規定に違反したとき。

九 第三十一条の規定に違反したとき。

十 第三十三条第二項後段、第五十一条第八項、第六十条第六項又は第六十八条第四項の規定に違反したとき。

十一 第四十三条第三項の規定に違反したとき。

十二 第四十三条第十二項の規定に違反して同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかったとき。

十三 第四十三条第十三項に規定する常勤の監事を定める手続をしなかったとき。

十四 第四十七条第一項又は第二項(第二十三條において準用する場合を含む。))若しくは第三項(第二十三條において準用する場合を含む。))の規定に違反したとき。

十五 第五十六条第二項(第二十三條において準用する場合を含む。))の規定又は第五十

六条第五項若しくは第二百二十三条において準用する会社法第三百八十四条の規定による調査を妨げたとき。

十六 第五十六条第五項において準用する会社法第三百四十三条第二項の規定による請求があった場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかったとき。

十七 第五十七条第五項の規定による開示をすることを怠ったとき。

十八 第五十八条第一項、第九十条第一項、第二百一十一条第一項又は第二百二十二条第一項の規定において準用する会社法第五百七条第一項の規定に違反して、貸借対照表、財産目録、会計帳簿若しくは決算報告を作成せず、これらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

十九 第六十九条、第七十条第二項若しくは第七十一条第二項（これらの規定を第六十条第五項及び第二百二十三条において準用する場合を含む。）、第七十一条第三項（第二百二十三条において準用する場合を含む。）又は第八十四条第二項若しくは第四項（これらの規定を第百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二十 第七十九条（第二百二条第七項及び第二百二十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して正当な理由がないのに説明をしなかったとき。

二十一 第八十五条又は第八十六条第二項（これらの規定を第八十七条第四項及び第一百十条第四項（第百十八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に違反して出資一口の金額を減少し、信用事業の全部若しくは一部を譲渡し若しくは譲り受け、出資組合の合併をし、又は出資組合に係る承継をしたとき。

二十二 第八十七条第七項の規定に違反したとき。

二十三 第八十八条第二項又は第一百一十一条三項の規定に違反して公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

二十四 第九十一条第一項から第七項まで又は第九十二条の規定に違反したとき。

二十五 第九十六条第一項の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

二十六 第二百二十三条において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠ったとき。

二十七 第二百二十三条において準用する会社法第五百二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

二十八 清算の結了を遅延させる目的で、第二百二十三条において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めるとき。

二十九 第二百二十三条において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

三十 第七十二条第一項の規定により付した条件に違反したとき。

三十一 第四百二十二条第五項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかったとき。

2 会社法第九百七十六条に規定する者が、第五十六条第五項において準用する同法第三百八十一条第三項の規定による調査を妨げたときも、第一項と同様とする。

第九十条 第六十五条（第二百二十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

第九十一条 第四条第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

第九十二条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五十二条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

二 第五十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第七十七条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第七十七条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第九十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第九十四条 第四百七条第二項及び第五十一条第二項の規定により主務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったときは、その違反行為をした公庫の取締役、執行役又はその職務を行うべき社員は、百万円以下の過料に処する。